

独立行政法人統計センター役員報酬規程

平成 15 年 4 月 1 日
統計センター規程第 17 号
最終改正 令和 2 年 1 2 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 52 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員については、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 俸給及び地域手当（以下「俸給等」という。）の支給日は、毎月 1 回、その月の 16 日とし、その月の俸給等の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- 一 16 日が日曜日に当たるとき 17 日（17 日が独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 15 年規程第 8 号）第 15 条第 1 項に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、18 日）
- 二 16 日が土曜日に当たるとき 15 日（15 日が休日等に当たるときは、18 日）
- 三 16 日が休日等に当たるとき 17 日

(報酬の支払方法)

第 4 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第 5 条 常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

理事長 965,000 円以内で理事長が別に定める額
理事 761,000 円以内で理事長が別に定める額
監事 761,000 円以内で理事長が別に定める額

(地域手当)

第6条 地域手当は、独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）第17条第1項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、俸給の月額に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、給与規程第19条第1項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

2 通勤手当の額は、給与規程第19条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、センターの職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第10条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の職務の実績等に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

(期末特別手当の支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された常勤役員（同項第1号に該当し解任された場合を除く。）

二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末特別手当の一時差止）

第10条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、センターの公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(日割計算)

第11条 月の中途において、新たに役員に就任し、又は役員が退職し、若しくは役員を解任されたときの当該月の俸給及び地域手当については、それぞれ第5条及び第6条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員として在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の俸給及び地域手当については、第5条及び第6条に規定する額の全額を支給する。

(非常勤役員手当)

- 第12条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、34,200円を超えない範囲で理事長が別に定める。
- 2 非常勤役員手当は、翌月の16日に支給する。この場合において、第3条第1項ただし書の規定を準用する。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の140」とする。

附 則 (平成15年10月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、第7条第2項の改正規定、同条第3項の改正規定及び第8条第2項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の160」と

する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定による第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額(補則)
- 4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成17年11月14日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額(補則)
- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18年3月20日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の

役職に在職する常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる常勤役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 二 切替日以降に新たに任命されることとなった常勤役員について、任用の事情等を考慮して前号の規定による俸給を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、理事長が定めるところにより、前号の規定に準じて、俸給を支給することができる。
- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の役員報酬規程附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の適用に関する特例)
- 4 平成22年3月31日までの間における第6条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
(非常勤役員手当に関する経過措置)
- 5 切替日の前日から引き続き同一の役職に在職する非常勤役員で、改正前の第12条の規定により支給される手当の額が勤務1日につき35,300円を超え37,800円以下であるものに対する第12条の規定の適用については、当該役員が離職するまでの間は、同条中「35,300円」とあるのは、「37,800円」とする。
(補則)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年5月29日)

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人統計センター役員報酬規程第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に役員以外の者から役員(以下この項において「減額改定対象役員」という。))となっ

た者にあつては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の役員であった期間その他の理事長が定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象役員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（非常勤役員手当に関する経過措置）

3 独立行政法人統計センター役員報酬規程附則（平成18年3月20日）第5項の適用については、同項中「37,800円」とあるのは、「37,700円」ととする。

附 則（平成22年1月26日）

（施行期日）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

9 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人統計センター役員報酬規程第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員以外の者から役員（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日か

ら施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の役員であった期間その他の理事長が定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において減額改定対象役員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
(非常勤役員手当に関する経過措置)

10 独立行政法人統計センター役員報酬規程附則(平成18年3月20日)第5項の適用については、同項中「「37,800円」と」とあるのは、「「37,600円」と」とする。

(補則)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成23年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第3条 平成24年6月に役員に支給する期末特別手当の額は、役員報酬規程第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に役員以外の者から役員(以下この項において「減額改定対象役員」という。)となった者)にあっては、その減額改定対象役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において減額改定対象役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の役員であった期間その他の理事長が定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成23年6月1日において減額改定対象役員であった者(任用の事情

を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象役員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則 (平成26年11月28日)

(施行期日)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の役職に在職する常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日以降に新たに任命されることとなった常勤役員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、理事長が定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

第3条 前条の規定による俸給を支給される常勤役員に関する独立行政法人統計センター役員報酬規程(統計センター規程第17号。以下「役員報酬規程」という。)第8条第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の役員報酬規程附則第2条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(非常勤役員手当に関する経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の役職に在職する非常勤役員で、改正前の役員報酬規程第12条第1項の規定により支給される手当の額が勤務1日につき34,200円を超え34,900円以下であるものに対する改正後の役員報酬規程第12条第1項の規定の適用については、当該役員が離職するまでの間は、同項中「34,200円」とあるのは、「34,900円」とする。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し

必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年2月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条及び附則第2条は、平成27年4月1日から、附則第3条は、平成27年12月1日から適用する。

（地域手当に関する特例）

第2条 平成28年3月31日までの間における第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

（平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

第3条 平成27年12月における第8条第2項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の162.5」とする。

（役員報酬の内払）

第4条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年12月7日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2条は、平成28年12月1日から適用する。

（平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

第2条 平成28年12月における第8条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の170」とする。

（補則）

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成29年12月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第8条は、平成29年4月1日から適用する。

（役員報酬の内払）

第2条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則 (平成30年3月28日)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

第2条 平成30年12月における第8条第2項の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の172.5」とする。

(役員報酬の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則 (令和元年12月18日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

第2条 令和元年12月における第8条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

(役員報酬の内払)

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和2年12月7日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、令和2年12月1日から適用する。

（令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

第2条 令和2年12月における第8条第2項の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の160」とする。

（役員報酬の内払）

第3条 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合には、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

（補則）

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。